第百四十条に次の一項を加える。

6　第百三十二条第六項の規定は、リテール向けエクスポージャーであって、内部格付手法採用金庫が直接清算参加者として間接清算参加者の適格中央清算機関向けトレード・エクスポージャーに係る清算取次ぎ等を行うことにより生ずる間接清算参加者に対するトレード・エクスポージャーのEADを算出する場合について準用する。

第百四十一条第九項中「定める」を「掲げる」に改め、同条第十二項ただし書を削る。

第百四十八条第一項中「（基礎的内部格付手法採用金庫の場合、第九十七条各号に掲げるもの又は4－2以上の信用リスク区分に対応するPDに相当するPDが割り当てられた内部格付を付与されたものに限る。）」を削り、同条第二項中「（基礎的内部格付手法採用金庫の場合、デフォルト・リスクについては、第九十七条各号に掲げるもの又は4－2以上の信用リスク区分に対応するPDに相当するPDが割り当てられた内部格付を付与されたものに限る。）」を削る。

第百五十三条第二項中「当該取引の相手方」を「当該非同時決済取引の相手方」に、「次の各号に」を「次に」に改め、同項第一号中「当該取引の約定額を」を「当該非同時決済取引の約定額を」に改め、同項第二号を次のように改める。

二　反対取引の約定決済日の五営業日以後は、当該非同時決済取引の約定額（当該非同時決済取引の再構築コストが零を上回る場合には当該約定額及び再構築コストの合計額）に千二百五十パーセントのリスク・ウェイトを乗じて得た額を信用リスク・アセットの額とする。

第百五十三条第三項第一号及び第二号中「当該取引」を「当該非同時決済取引」に改め、同項第三号中「すべての非同時決済取引」を「非同時決済取引の全て」に改め、同条第四項中「当該取引」を「当該非同時決済取引」に改める。

第百五十四条第二項中「第百二十七条、第百三十四条から第百三十六条まで、第百四十一条、第百四十二条」を「第百二十七条から前条まで」に、「EAD」を「EADをいう。」に改め、同条の次に次の四条を加える。

（重要な出資のエクスポージャー）

第百五十四条の二　第百二十六条から前条までの規定にかかわらず、対象出資のうち重要な出資に係る十五パーセント基準額を上回る部分に係るエクスポージャーの信用リスク・アセットの額は、当該エクスポージャーの額（EADをいう。）に千二百五十パーセントのリスク・ウェイトを乗じた額とする。

2　前項の場合において、対象出資のうち同項の規定により千二百五十パーセントのリスク・ウェイトが適用される額に対応する部分以外の部分の額の合計額が重要な出資に係る六十パーセント基準額を上回るときは、その上回る部分に係るエクスポージャーの信用リスク・アセットの額は、当該エクスポージャーの額（EADをいう。）に千二百五十パーセントのリスク・ウェイトを乗じた額とする。

（他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャー）

第百五十四条の三　第百二十六条から前条までの規定にかかわらず、他の金融機関等の対象資本調達手段のうち、対象普通出資等に該当するもの以外のものに係るエクスポージャーの信用リスク・アセットの額は、当該エクスポージャーの額（EADをいう。）に二百五十パーセントのリスク・ウェイトを乗じた額とする。

2　内部格付手法採用金庫が労働金庫である場合にあっては、第百二十六条から前条までの規定にかかわらず、他の金融機関等の対象資本調達手段のうち労働金庫連合会の対象普通出資等であって第二条又は第十一条の算式におけるコア資本に係る調整項目の額に算入されなかった部分に係るエクスポージャーの信用リスク・アセットの額については、当該エクスポージャーの額の合計額のうち少数出資に係る十パーセント基準額に相当する部分に係るエクスポージャーの信用リスク・アセットの額は、当該エクスポージャーの額（EADをいう。）に百パーセントのリスク・ウェイトを乗じた額とし、それ以外の部分に係るエクスポージャーの信用リスク・アセットの額は、当該エクスポージャーの額（EADをいう。）に二百五十パーセントのリスク・ウェイトを乗じた額とする。

（特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係るエクスポージャー）

第百五十四条の四　第百二十六条から前条までの規定にかかわらず、特定項目のうち第二条又は第十一条の算式におけるコア資本に係る調整項目の額に算入されなかった部分に係るエクスポージャーの信用リスク・アセットの額は、当該エクスポージャーの額（EADをいう。）に二百五十パーセントのリスク・ウェイトを乗じた額とする。

（損益又は評価差額がその他の包括利益累計額又は評価・換算差額等の項目として計上される資産の信用リスク・アセットの額の算出）

第百五十四条の五　損益又は評価差額がその他の包括利益累計額又は評価・換算差額等の項目として計上される資産の信用リスク・アセットの額の算出に当たっては、時価による評価替え又は再評価を行わない場合の額を用いなければならない。

第百六十二条第二項中「第百二十七条第三項及び第五項」を「第百二十七条第四項及び第六項」に改める。

第百六十四条第二項に次の一号を加える。

三　債務者の特性に応じ、ストレスがかかった状況における資産価値変動に対する債務者の耐性を適切に反映させること。

第百六十八条第二項中「（銀行法施行令第四条の二第二項に規定する親法人等をいう。）」を削る。

第二百十四条の見出し中「自己資本比率」を「追加的条件」に改め、同条第一項中「第二条及び第十一条の算式により得られる比率が八パーセント以上であることを」を「内部格付手法を用いるために十分と認められる自己資本比率を維持していることを」に改め、同条第二項を削る。

第二百二十三条の見出しを「（千二百五十パーセントのリスク・ウェイトが適用される証券化エクスポージャー）」に改め、同条第一項中「控除項目」を「千二百五十パーセントのリスク・ウェイトを適用した額を信用リスク・アセットの額」に改め、同項第一号を次のように改める。

一　この章の規定により千二百五十パーセントのリスク・ウェイトが適用される証券化エクスポージャー

第二百二十三条第二項中「自己資本控除とされる」を「千二百五十パーセントのリスク・ウェイトが適用される」に改める。

第二百二十四条第二項中「第四章第六節」の下に「の規定」を加え、同項第二号ニ中「引き受け」を「引受け」に改める。

第二百二十五条第一項第一号イ及びロ並びに同項第二号の表中「自己資本控除」を「千二百五十」に改め、同条第二項中「自己資本控除」を「千二百五十パーセントのリスク・ウェイトを適用するもの」に改め、同条第八項中「すべて」を「全て」に、「自己資本控除」を「千二百五十パーセントのリスク・ウェイトの適用」に改める。

第二百二十七条第二項中「第四章第六節」の下に「の規定」を、「第九十七条第二号中」の下に「適格格付機関が格付を付与しているもの」とあるのは「適格格付機関が4－3以上の信用リスク区分に対応する格付を付与しており、かつ、信用リスク削減手法を勘案する当初の時点において、適格格付機関が4－2以上の信用リスク区分に対応する格付を付与しているもの」と、」を加える。

第二百三十条第五項中「自己資本控除」を「千二百五十パーセントのリスク・ウェイトを適用するもの」に改める。

第二百三十二条第一項第一号及び第二号の表中「自己資本控除」を「千二百五十」に改め、同条第四項中「自己資本控除」を「千二百五十パーセントのリスク・ウェイトを適用するもの」に改める。